

令和8年1月16日

## 公 告

陸上自衛隊竹松駐屯地  
業務隊長 鈴木 崇大

令和7年度竹松駐屯地記念日行事における、食品等の販売出店業者の募集について

令和7年度竹松駐屯地記念日行事において、食品等の販売を希望する業者を次のとおり募集します。

### 1 応募資格

- (1) 長崎県内の商工会又は商工会議所の会員
  - (2) まちづくりの推進や観光の振興を図るNPO法人、自衛隊関係協力団体等
- ※ 上記の他、暴力団排除に関する誓約書等を提出できること。

### 2 募集する業種及び販売品目

- (1) 食 品 焼きそば、お好み焼き、アイスクリーム、焼き鳥、からあげ等
- (2) 飲 料 清涼飲料水

### 3 募集数

10店舗程度

### 4 実施日時

- (1) 実 施 日 令和8年3月29日（日）
  - (2) 販売時間 午前9時から午後2時まで
- ※ 日時等は予定であり、中止を含め内容等が変更される場合があります。

### 5 募集要項配布

- (1) 期 間 令和8年1月16日（金）から令和8年1月30日（金）まで（土日除く。）
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時まで（休憩時間 午後12時～午後1時）
- (3) 場 所 長崎県大村市富の原1丁目1000番地  
陸上自衛隊竹松駐屯地業務隊厚生科（担当：井上）  
電話 0957-52-3141（内線388）  
Mail takematu-gsvc-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

### 6 その他

- (1) 竹松駐屯地記念日行事の計画等に変更が生じた場合は、募集数を増減又は中止することがあります。また、応募者多数の場合は、類似販売品を考慮した上で、選考とさせていただきます。
- (2) 販売価格は市場価格を考慮した適正価格の設定をお願いします。
- (3) 細部の内容は、募集要項で示します。

# 募 集 要 項

令和7年度竹松駐屯地記念日行事における食品等の販売出店業者の募集について、細部を記載します。

## 1 販売概要

### (1) 販売日時

令和8年3月29日（日）午前9時から午後2時まで（予定）

※ 中止を含め販売時間等が変更される場合があります。

### (2) 出店場所

陸上自衛隊竹松駐屯地内（屋外）

## 2 応募資格及び募集数

### (1) 応募資格

出店申請をする者の応募資格要件は、次のア～エを備える者であることとします。

ア 長崎県内の商工会又は商工会議所の会員、まちづくりの推進や観光の振興を図るNPO法人、自衛隊協力団体等。

イ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）において規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。

ウ 暴力団員等に経営等が支配され、若しくは関与されていないことが明らかな者であること。

エ 暴力団員等と同一生計にあるものでないこと。

※暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に抵触する方が1人でも該当した場合は、警察の指導により出店をお断りしますのでご了承ください。

### (2) 募集数

10店舗程度

※ 収容が困難と判断された場合、類似販売品を考慮した上で官側での選考とさせていただきます。

## 3 出店業者の決定及び説明会

### (1) 出店業者の決定

ア 日 時

令和8年2月4日（水）午前14時（予定）

イ 決定業者への通知

電話でお知らせします。

ウ その他

販売場所については販売品目等を考慮して官側で決定させていただきますのでご了承ください。

(2) 出店業者説明会

連絡・調整事項を説明するため必ず参加してください。

ア 日 時：令和8年3月11日（水）午後2時（予定）

イ 場 所：竹松駐屯地厚生センターリラクゼーションルーム

ウ 携行品：募集要項

4 販売品目

(1) 共 通

ア 販売価格は市場価格を考慮した適正価格の設定をお願いします。

イ 出店申請時に提出していただく販売品目内訳表以外の品目は販売できません。

ウ 販売不適と判断した品目は販売を許可しません。

(2) 食 品

ア 気温が高くなる場合もありますので、変質・腐敗するような生ものの販売は認めません。

イ 食品衛生法に基づく臨時営業許可を必要とする食品の販売については、保健所からの営業許可を受けることが販売の条件となります。

ウ 細菌検査（O-157を含む。）等食中毒予防に関する事項は、出店業者で対応するものとし、事故発生の場合は、出店業者で責任を持って処置するものとします。

エ 食品を販売する売店につきましては、当日の午前8時45分より調理前の食材及び調理後の食品のサンプル（50g前後）を採取しますので、ご協力をお願いいたします。

(3) 飲 料

ア 酒類の販売はできません。

イ ビン容器の販売はできません。

5 販売方法等

(1) 販売区画

1店舗当たり奥行3.6m×幅5.4m以内を基準とします。

※ 食品類を取り扱う業者については、衛生管理面の観点からキッチンカーまたは、テント内で販売していただきます。

(2) 電気、水の供給

電気、水の供給は、官側では一切行いません。

出店に必要な場合は、出店業者でご用意ください。

(3) 火気の使用

火気を使用する場合は、キッチンカーまたは、テントごとに消火器（業務用）を備え付けてください。（発電機を使用する場合も消火器を備え付けてください。）また、

発電機を使用する場合は、販売時間中の給油は行わないでください。

なお、火災予防及び保安等について常に心掛け、事故発生の場合は出店業者の責任で対応するものとします。

(4) 資材等

出店に必要な資材等は、すべて出店業者側でご用意ください。

(5) 国有財産（土地）使用料等

記念日行事売店の設置及び経営の業者として決定された方は、次の通り提出して下さい。

ア 提出書類

国有財産使用許可申請書（別途通知）

イ 提出先

陸上自衛隊竹松駐屯地業務隊管理科営繕班（厚生科厚生班経由）

ウ 提出期限

令和8年2月6日（金）午後4時まで

(6) その他の事項

ア 駐屯地内への立入、車両運行等については、官側の指示に従ってください。

イ 竹松駐屯地記念日行事当日は、官側で売店の巡視指導を行います。

その際、官側の指示に従っていただけない場合は、その時点で販売中止の処置を行うことがあります。

ウ 食品衛生法に基づく臨時営業許可を必要とする出店業者は、衛生管理面（食中毒防止）の観点から必ず消毒液、手洗水及び洗面器等を準備し、キッチンカーまたは、テントごとに備え付けてください。

エ 来客者用として店舗の前側にゴミ箱を設置し、出店者側で全て持ち帰っていただきます。その際、当該ゴミ箱に他の出店業者分のゴミが混在していても放置することなく持ち帰ってください。

また、販売終了後は、確実に売店周辺を清掃していただき、官側の点検を受けてください。

オ 車両の駐屯地乗入台数は、1業者当たり2台以内を基準とします。

カ 当日の駐屯地への入門時間は午前7時30分からとし、正門で受付をします。なお、入門者・車両が変更になる場合は、3月23日（月）までに必ずご連絡ください。

また、出門時間は午後2時30分以降とします。

キ 販売終了後、概算で結構ですので、売上金額をご連絡ください。

6 提出書類等

(1) 申請時における提出書類

ア 売店出店申請書（別紙様式第1）

イ 販売品目内訳表（別紙様式第2）

ウ 入門、車両入門及び火気使用申請書（別紙様式第3）

エ 会社概要等（別紙様式第4）

オ 誓約書（Ⅰ）（別紙様式第5）

カ 誓約書（Ⅱ）（別紙様式第6）

キ 商工会等の会員である場合は、会員であることを証明できる書類の写し

(2) 提出先

長崎県大村市富の原1-1000

陸上自衛隊竹松駐屯地業務隊厚生科 担当 井上

電話 0957-52-3141（内線388）

(3) 書類受付

令和8年2月2日（月）午前11時まで（郵送等の場合は必着とします。）

7 その他

出店を許可され、食品衛生法に基づく臨時営業許可を必要とする出店業者の方は、臨時営業許可証の写しを下記の要領で提出して下さい。

(1) 提出先

申請時における提出書類の提出先に同じ。

(2) 提出期限

令和8年3月23日（月）午前11時まで（郵送等の場合は必着とします。）

※ 申請書類の提出期限と違いますので、お間違えのないよう注意してください。

【個人情報に関すること】

提出いただいた書類については、竹松駐屯地記念日行事の運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは一切ございません。

令和 年 月 日

## 売 店 出 店 申 請 書

陸上自衛隊  
竹松駐屯地業務隊長 殿  
(業務隊厚生科長気付)

住 所

会 社 名

代表者名

㊞

担当者名

電話番号

令和 7 年度竹松駐屯地記念日行事において、売店を出店したいので下記の書類を添付して申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 販売品目内訳表（別紙様式第 2）
- 2 入門、車両入門及び火気使用申請書（別紙様式第 3）
- 3 会社概要等（別紙様式第 4）
- 4 誓約書（Ⅰ）（別紙様式第 5）
- 5 誓約書（Ⅱ）（別紙様式第 6）
- 6 商工会等の会員である場合は会員であることを証明できる書類の写し

※ 2 月 2 日（月）午前 1 1 時までに提出をお願いします。

### 【個人情報に関すること】

提出いただいた書類については、竹松駐屯地記念日行事の運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。



## 入門、車両入門及び火気使用申請書

## 1 入門者

| No. | ふりがな<br>氏 名 | 生年月日 | 住 所 | 売店責任<br>者に○を<br>付ける |
|-----|-------------|------|-----|---------------------|
|     |             |      |     |                     |
|     |             |      |     |                     |
|     |             |      |     |                     |
|     |             |      |     |                     |

## 2 入門車両

| 車両操縦者 | 車 種 | 色 | 車両番号 |
|-------|-----|---|------|
|       |     |   |      |
|       |     |   |      |

※ 車両は原則 1 業者当たり 2 台までです。

## 3 販売の形態

テント・車両での販売（いずれかを○で囲んでください。）

奥行（     .     m）×幅（     .     m）

## 4 火気使用の有無（該当する方を○で囲んでください。）

有     ・     無

※ 有の場合は種類： 炭     ・     プロパン     ・     その他（                      ）

## 5 発電機使用の有無

有     ・     無

## 会 社 概 要 等

|                                              |                |
|----------------------------------------------|----------------|
| 会社概要等<br>(印刷物等がある場合は、本紙の後に添付することにより本欄の記入省略可) |                |
| 会社名 (商 号)                                    |                |
| 代表者 (ふりがな)                                   |                |
| 所在地                                          |                |
| 設立年月日                                        |                |
| 資本金                                          |                |
| 社員数                                          |                |
| 店舗数                                          |                |
| 主な業務内容                                       |                |
| 売上高 (昨年度)                                    |                |
| 沿 革                                          |                |
| 他のイベント等において<br>の出店状況 (過去 3 年程<br>度)          | (出店時期) (イベント名) |

## 誓 約 書 (I)

令和 7 年度竹松駐屯地記念日行事における売店の出店に際し、その趣旨に従い、関係法令と共に次に掲げる事項を遵守し、公序良俗に反しないことを誓約します。

これに違反した場合、又は暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に抵触した場合は、出店を差し止められ、又は制限を受ける等いかなる処分を受けても異存ありません。

1 代表者は出店に関する全ての行為について、関係法令の定めるところにより全ての責任を負います。

また、暴力団との関係を調査するために、警察に情報を提供してもかまいません。

2 出店に際して認められた目的以外の行為は一切行いません。

3 出店の意志がなくなり、若しくは出店が不可能となった場合は、速やかに官側に連絡し、指示を受けます。

4 安全管理に万全を尽くし、火気の使用、車両の運行等について官側の指示に従い、事故の未然防止に努めます。

5 食品・飲料を販売又は取り扱う場合においては、食品衛生法の定めるところにより衛生管理に十分配慮し、官側及び保健所の指導に従い食中毒の発生防止に努めます。

6 販売品目及び販売価格は官側が容認する範囲のものとし、有害な商品及び官側が不適と判断するものについては販売しません。

7 出店に際し、官側の施設、物品等を滅失又は破損等した場合は、速やかに報告するとともに、これを現状に回復し、又は破損等を賠償します。

8 出店及びこれに関して発生した費用等は全てこれを負担します。

記念日行事が中止又は内容等が変更された場合も同様とし、これによって発生した費用、損害等について一切官側に請求いたしません。

9 その他、出店に関して疑義を生じた場合は、その都度官側と協議し、指示を受けます。

陸上自衛隊竹松駐屯地業務隊長 殿  
(業務隊厚生科長気付)

令和 年 月 日

住 所：

氏 名：

代表者名：

⑨

## 誓 約 書(Ⅱ)

- ☐ 私  
☐ 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け(使用許可)を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

## 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

## 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件(使用許可物件)を第三者に転貸し又は貸借権を譲渡すること。

## 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受

けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長

九州防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

㊞